規制・制度・予算要望一覧(東日本大震災関連)

要望事項				関係省庁回答欄	
種類	事項名		関係法令等	改善案(省庁名も記入してください)	いつまでに実施するか・効果(現状との比較数値等)
行政との 連携強化	行政・NP O等との 連絡調整 機関設置	格所的火担ヨ・国工火通目・総物目・厚生力制 省等、関係省庁と震災ボランティア・NPO等当事			
	復興計画 における NPO等 の参加促 進	地域の復興計画の策定において、被災者支援 NPO等が協議できる場を各自治体が設けるよう に、復興計画策定のガイドラインを改善し、周知 していただきたい。また、このようなガイドライン を策定する場にNPO等が参画できるように中央 省庁として、協議の場づくりをお願いしたい。	「東日本大震災の 復興における都市 政策と健康・医 療・ 強い コニュニティ 勝成に関するガイ ドライン」		
	行政の支援情報の ワンストッ プサービ ス化	現在、復興庁、内閣府のホームページで、復旧・復興活動に従事しているNPO等が活用できる支援策や予算が掲載されているが、情報が古く、また詳細は各省庁に問い合わせなければならないなど、極めて不便である。復興庁および内閣府において、一元的に支援施策の情報および募集を受け付けられるワンストップサービスの仕組みを構築していただきたい。	復興庁・内閣府の 情報提供方法へ の要望		
広域避難 者対策	広域避難 者の窓口 設置	原発事故による広域避難者支援の担当窓口を 復興庁に設置することを要望する。	復興庁設置法		
	原発事故 被災者の 基本定計 の 第 措置	原発事故子ども・被災者支援法に基づき、早急 に基本方針の策定と予算措置を要望する。	原発事故子ども・ 被災者支援法		
	者の受入 い地域N	広域避難者の受け入れ地域でのNPO等による 長期的支援を可能にする予算措置(移住・定住 化支援、雇用確保、起業支援等)を補正予算で 実現し、早期に執行していただきたい。	復興庁・総務省の 予算措置		
	の個人情 報保護条 例の緩和	要援護者の個人情報をNPO等民間組織への開示・共有を促進するガイドラインの周知、障害となる制度の改善をお願いしたい。 また、現在の災害対策基本法改正案で、現在の要援護者の個人情報が対象となるのかを明確にしていただきたい。	個人情報保護法 災害対策基本法 改正案		
個人情報 の共有	災害対策 基本法改 正の内容 の確認	安抜護有に関して対心可能になるのであれば、 白海体がNDO等。の国知め桂起門子の大法	災害対策基本法 改正案		

	個人情報 管理の一 元化	割りのため情報の把握程度や提供が違っている。これらの子どもたちや親の要援護情報も NPO等と共有されておらず、情報共有の仕組みを整備していただきたい。	災害対策基本法 改正案 個人情報保護法 学校教育法 児童福祉法	
仮設住宅 の活用	住宅の活	復興庁、厚生労働省、国土交通省においては、 早急に、空き仮設住宅のNPO等への利用の促 進、利用目的の拡大など、弾力的で、地域ニー ズにあった活用ができるよう指導の徹底・拡充を お願いしたい。	厚生労働省社会・ 援護局通知	
	の確保	被災地における障がい者や高齢者の移送支援に関して、NPO等への予算措置を講じるとともに、安価な公共交通機関の提供を実施していただきたい	予算措置	
	促進	被災地で活動する地域のNPO等(住民主導型) への予算措置を充実することで、住民主導の地 域復興を促進する措置を補正予算で実現してい ただきたい。		
高速道路	ティア活	遠方からのボランティアバスの移動に関しては、 高速道路の費用を継続して無料化するなど支援 措置を講じていただきたい。	道路整備特別措 置法	
	行の弾力	予算の成立を前提として、ただちに公募を実施すること。予算が成立するまでに選定が終わっていれば、成立後、直ちに実施に移れるようにしていただきたい。	各省庁のNPO等 への委託事業の 運用	
	積算方法	国土交通省の委託積算基準にあるように、NPO等の委託費や補助金に、専門的技術者費やスタッフ育成費、企画費用(ノウハウへの費用)、事業に係る管理費部門の費用の計上を認めるよう、早急に全省庁横断のNPO等に対する共通積算基準のガイドラインを作成していただきたい。	各省庁の委託積 算基準	
認定NP O法人制 度	Oへの貸 金業の規	認定NPO法人が、地域の産業復興や資金融資を実施すると認定法に違反したり、貸金業法の免許を取らなければいけない規制がある。公益法人では、融資に関して貸金業法の適用除外となっている。認定NPO法人に関しても、起業等への助成や貸金業法の適用を除外するなどして、地域復興にさらに貢献できるようにしていただきたい。	貸金業法 特定非営利活動 促進法	

名勝地の 護法・	名勝地における生活・生業の復興が促進されるように、文化財保護法・景観法の管理規定の緩和を要望する。文化財の保護は重要であるが、被災地で名勝指定された地域は、従来から過疎化が進んでおり、高齢化率も40%を超え、集落自体の存続が危ぶまれている。被災地ではゼロからの街づくりを行う必要があることから、本市的計画が、NPO等の進める街づくりの障害となっている例がある。地域の事情を考慮して、NPO等との協議を行い、必要に応じて規制を緩和していただきたい。	文化財保護法 景観法 国交省「歴史・文 と資産を活かした 复興まちづくりに 関する基本的考え 方」 「復興まちづくり における景成の基 トで間形成の本 トで間形成の本 トで事業を備にお ける都市デザイン 面からの配慮事 頁-」	
----------	---	---	--